

## 【件名】

### 歩きタバコの禁止について

#### 【内容】

道路での歩きタバコを禁止していただきたいです。前を歩く人がタバコを吸っていたりすると煙りが流れてきてとても不愉快です。子どもを散歩させている時はわざわざ廻り道して避けるようにしています。決まった場所以外で吸うのはやめてもらいたいです。

#### 【回答】

鎌倉市では、「鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例」を定め、市民や観光客、通勤者等は、道路や公園、広場等屋外の公共の場所において、路上喫煙をしないよう努めなければならないとしています。

特に人通りが多い鎌倉駅・大船駅周辺を路上喫煙禁止区域として指定しています。

路上喫煙防止の注意喚起につきましては、毎週月曜日から金曜日の午前 8 時から午後 5 時の間、監視員が禁止区域内を巡回して実施しています。

路上喫煙禁止区域の周知につきましては、市内に合計 27 枚の看板等を設置するとともに、禁止区域内外の路面上に路上喫煙防止を普及・啓発する路面シートを 190 枚設置しております。

引き続き、喫煙者に歩行喫煙の危険性や吸いがらの散乱の防止などを周知するとともに、さらに路上喫煙禁止区域の内外にかかわらず道路等では路上喫煙をしないよう啓発してまいります。

平成 30 年 3 月 30 日対応／回答